

令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和4年2月4日（金） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 10名

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 6. 石原 和弘 委員 | 7. 板橋 睦男 委員 |
| 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 | 10. 山田 芳裕 委員 |
| 11. 石井 正美 委員 | | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

欠席委員 1名

5. 川村 誠司 委員

3 事務局出席者

出席職員 4名

- 事務局長 佐山 佳明
事務局次長 小川 史江
主任主事 山田 亮
主任主事 田中 絵美

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- | | |
|------------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 農用地利用集積計画について | 3件 |
| 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について | 1件 |
| 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について | 4件 |
| 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について | 2件 |
| 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 4件 |
| 報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 2件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を

開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

2番、奥山 喜和子委員、

3番、古川 和昭委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は3班です。

石原和弘副班長より総括的な報告をお願いいたします。

石原副班長 議長

浅海 議長 6番、石原和弘副班長

石原副班長 3班の現地調査の報告をいたします。

1月31日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員2名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第4条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について3件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件の計5件です。

3班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積1,765平方メートルの内、754.5平方メートルです。

転用計画は、貸資材置場及び資材置場用地です。

申請理由は、申請人は農業を営んでいますが、要望主から、事業拡大により申請地を貸資材置場として使用したい旨の要望があったこと、また、申請人が自身の農機具や農業用資材等を置くための資材置場を必要としていたことから、新たに貸資材置場及び資材置場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、転圧後、一部砂利敷きによる自然浸透とするとともに、周囲をコンクリートブロック2段積み及び合板で囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径1キロメートル以内に鉄道駅があり、宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、申請人の農地と隣接していること、要望主の事業所からアクセスが良いことから、代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長
熊谷 委員
浅海 議長
熊谷 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

8番、熊谷弘和委員

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

1月31日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積1,765平方メートルの内、754.5平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、敷地内に大きなくぼみがあったことから、整地の際に土砂の搬入を行うか確認したところ、敷地内整地で対応可能であり、土砂は搬入しないとの回答でした。

次に、前面道路との出入り口に段差スロープの設置など検討しているか確認したところ、車両等の出入りに支障はないため特に検討していないとの回答でした。

次に、フェンス等はすべて新設するのか確認したところ、一部既設の物を使用することだったので、その旨を記載した土地利用計画図と差し替えるよう指示し、本日、修正されたことを確認しました。

次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用を開始してから6か月後に転用事実確認証明願を提出し地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

最後に、開発指導室より、コンテナ・スーパーハウス等の建築物は建築できないこと、道路河川整備課より、区域外に雨水が直接流出させないよう通知があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長

会議規則第10条の規定に基づき、濱田光一推進委員の退席を求めます。

(濱田委員退席)

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和4年1月21日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積1,066平方メートルの農地に、新たに賃借権による5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員 議長

浅海 議長 8番、熊谷弘和委員

熊谷 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積1,066平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和4年1月21日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積1,229平方メートルの農地に、新たに賃借権による5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員 議長

浅海 議長 8番、熊谷弘和委員

熊谷 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2の調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積1,229平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 濱田光一推進委員の除斥を解きます。

(濱田委員着席)

浅海 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和4年1月21日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積3,562平方メートルの農地に、新たに賃借権による1年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機

械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

浅海 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3の調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積3,562平方メートルの梨畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を1年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号3は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑4筆、合計面積976平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

浅海 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑4筆、合計面積976平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告案件を上程いたします。

第1号から第5号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局に報告をお願いします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の6ページから7ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について4件の合計5件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について2件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の9ページから10ページまでをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について4件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていまして、会長専決により、証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の11ページから12ページまでをご覧ください。

報告第5号地目変更登記に係る照会に対する回答について2件につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員において現地調査を行ったところ、宅地となっていましたので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長

以上で、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を閉会いたします。
皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和4年 3月14日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山 喜和子

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古川 和昭